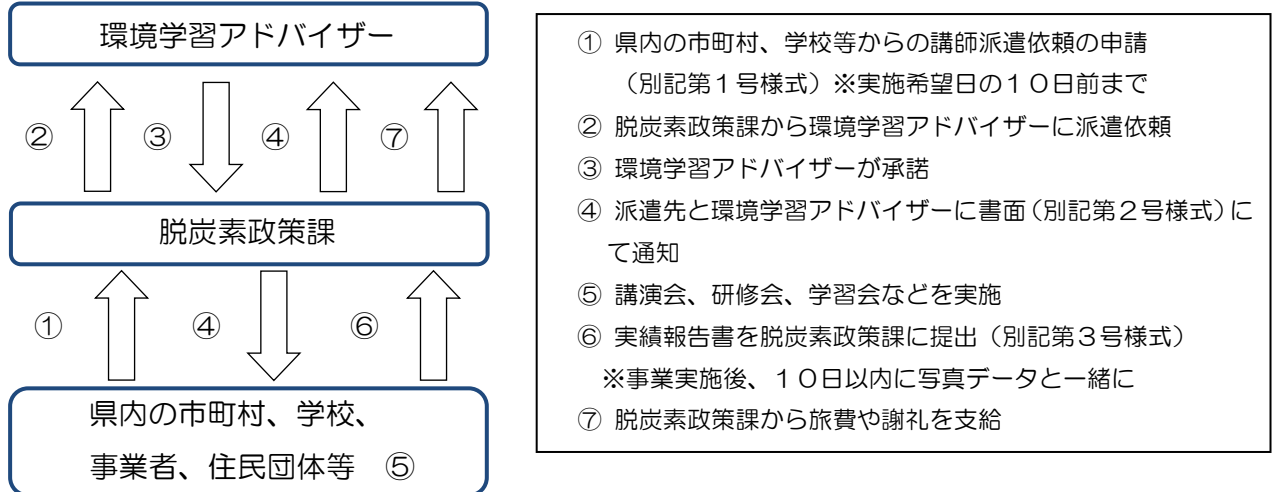


# 環境学習アドバイザー派遣事業実施要領

## 1 目的

この要領は、和歌山県環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱（平成 15 年 7 月 15 日 制定）に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 派遣等のフロー図



## 3 審査委員会及び登録審査基準（要綱第 3 条関係）

### (1) 審査委員会の設置

#### ① 目的

和歌山県環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱第 3 条に基づく「環境学習アドバイザー」の登録において、適正な事務を行い、円滑な運営を図ることを目的とする。

#### ② 審査委員会

①の目的を遂行するため、和歌山県環境生活部環境政策局内に審査委員会を置く。

#### ③ 所掌事務

審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

ア 登録申請の審査に関すること

イ 上記に掲げるもののほか、登録に関し特に必要と認められること

#### ④ 組織

会長及び委員は、次表のとおりとする。

会長	和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課長
委員	和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課長補佐
	和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課脱炭素推進班長
	和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課政策企画班長
	和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課高校教育班長
	和歌山県教育庁学校教育局義務教育課教育改革班長

(2) 登録審査基準

登録審査に当たっては、次の審査基準に該当する者について適任者を選定し、登録するものとする。

- ア 環境省の環境カウンセラーに登録されている者
- イ 学校の教職員等で、環境分野に対する関心が高く、高度な知識を有する者
- ウ 環境に係る研究または行政に3年以上携わった者
- エ 企業において、環境保全活動に関する実務経験を3年以上有する者
- オ NPO等の環境保全団体において環境保全活動の3年以上の経験を有する者
- カ その他、地域に密着した文化・歴史等も含め造詣の深い者などで、審査委員会で認められた者

(3) 審査委員会の会議

- ア 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- イ 会議の議長は、会長をもって充てる。
- ウ 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。
- エ 会議の議長は、会議に関する権限を脱炭素政策課脱炭素推進班長に委任することができる。

(4) 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な意見を求めることができる。

(5) 庶務

審査会の庶務は、脱炭素政策課で処理する。

4 登録情報の提供（要綱第7条関係）

脱炭素政策課のホームページを通して、環境学習アドバイザーの登録情報及び、この事業の派遣実績に関する情報も併せて提供する。

5 活動の主体及び情報の遵守

- (1) この派遣事業による環境教育活動の主体は主催者側にあり、環境学習アドバイザーは補助者としての位置づけとする。
- (2) 環境学習アドバイザーは、この事業の実施にあたり、活動で知り得た個人情報等は、外部に漏らしてはならない。

6 教育機関との連携

脱炭素政策課は、教育関係機関と連携を密にし、事業の円滑な推進を図る。

7 その他

この要領に定めのないものについては、その都度協議するものとする。